

下水汚泥焼却灰（保管灰）の処分に向けた対応を開始します

東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響を受け、放射性物質が検出され、現在、浮島地区に保管しております下水汚泥焼却灰（保管灰）につきましては、安全に処分できることが確認できたため、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

なお、平成 30 年 3 月以降に新たに発生した下水汚泥焼却灰（新規灰）については、セメント原料化を再開しております。

- 1 対応手法
管理型最終処分場での処分
- 2 処分業務の発注方法
一般競争入札による委託業務
- 3 処分開始予定時期
平成 31 年 4 月以降

<参考>

保管している下水汚泥焼却灰の状況

- ・ 保 管 場 所：浮島 1 期埋立地
- ・ 保 管 形 態：海上輸送コンテナで保管（1,811 基）
- ・ 保 管 数 量：約 19,600 t（平成 23 年 5 月～平成 28 年 3 月）
- ・ 放射性物質濃度：平均 720Bq/kg（平成 30 年 9 月末）